別紙

仕様書

（趣旨）

第１　この仕様書は、なかよし保育園の管理運営に関し、必要な事項を定める。

（開園日等）

第２　開園日及び開所時間は、次に定めるとおりとする。

(1)　開園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び年末年始（１月１日から１月３日及び１２月２９日から１２月３１日まで）を除く毎日とする。

(2)　全号の規定にかかわらず、第３のカに規定する休日保育事業を利用する児童がある場合は、日曜日、休日（ただし、１月１日を除く。）において休日保育を実施するものとする。

(3)　開所時間は、平日：午前７時３０分から午後７時まで、土曜日：午前７時３０分から午後５時までとする。そのうち延長保育は、午前７時３０分から午前８時まで及び午後４時から午後７時までとする。

（実施事業）

第３　次に掲げる事業を実施するものとする。

ア　通常保育事業

イ　延長保育事業

ウ　３歳未満児保育事業

エ　一時預かり事業

オ　障がい児保育事業

カ　休日保育事業

キ　保育園開放事業

ク　上記のほか、文書により市長に事業の承認申請をし、市長が認めた事業

（入所児童見込数等）

第４　入所見込児童数は、次のとおりとする。

年齢	１年目	２年目	３年目以降	摘要
０歳児	６人	６人	６人	８か月児から
１歳児	１８人	１８人	１８人	
２歳児	２４人	２４人	２４人	
３歳児	４０人	４０人	４０人	
４歳児	３０人	４０人	４０人	
５歳児	３０人	３０人	４０人	
計	１４８人	１５８人	１６８人	

２　一時預かり保育における定員は、１日あたり１０人とする。

（児童の健康診断）

第５　入所児童に対し、定期健康診断として内科検診（年２回、４月・１０月）及び歯科検診（年２回、４月・１０月）を行うものとし、その結果を市に報告するものとする。

（防災計画）

第６　防災計画を作成し、防火管理者を置かなければならない。

２　月１回避難及び消火訓練を行い、記録を整備するものとする。

（給食の実施）

第７　給食の実施にあたっては、市の栄養士との連携を図り、市の作成した統一献立表に基づいて自園調理するものとする。

２　遺伝子組替え食品の恐れのあるものなどについても使用しないように努めるものとする。

３　アレルギー等がある児童に対しては、保護者と相談のうえ個別に対応するものとする。

４　給食材料の購入実績について、市に報告するものとする。

（職員の配置等）

第８　職員を配置することとし、その職種及び人数は、次のとおりとする。

職　種	人　数	摘　要
施設長	１人	資格要件による
主任保育士	１人	資格要件による
保育士	相当数	配置基準による
事務職員	１人	非常勤職員可
業務員	３人	栄養士免許取得者１人以上

上記のほか、非常勤職員を業務の状況によって配置するものとする。

２　各クラスにおける担当職員の配置基準は次のとおりとする。

クラス	配置基準
０歳児	児童３：職員１
１歳児	児童６：職員１
２歳児	児童６：職員１
３歳児	児童２０：職員１
４歳児	児童３０：職員１
５歳児	児童３０：職員１

職員配置については、各年齢の児童数が基準人数を１人超えるごとに保育士１人を配置するものとする。

３　障がい児の受入れに対する加配保育士の数は、障がい児の児童数２人に対して保育士１人を配置するものとする。

４　一時預かり保育における担当職員は、有資格保育士とし、一時預かり保育利用者の数に応じてクラス担当職員の配置基準に準じた人数の保育士を配置するものとする。ただし、一時預かり保育利用者がいない日は、あらかじめ市の承諾を得た場合に限り、保育士を配置しないことができる。

５　職員の職種による資格要件は、次のとおりとする。

⑴　施設長

施設長は、年齢が原則として４０歳以上で、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、幹部職員としての能力及び経験を有する者で、かつ、保育園・幼稚園・認定こども園の教育・保育施設(子ども・子育て支援法第７条第４項関係、平成２４年８月２２日法律第６５号）に５年以上の実務経験がある者とする。

⑵　保育士

ア　保育士とは、次に掲げる主任保育士、常勤保育士、非常勤保育士をいう。

①　主任保育士とは、保育士のうち概ね１０年以上の保育実務経験を有し、施設長を補佐することができる知識及び技術を有する者で、クラス担任を持たない者をいう。

②　常勤保育士とは、児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第１６条に規定する登録を受けた者で、非常勤保育士でない者をいう。

③　非常勤保育士とは、月２０日未満又は週３５時間以下の勤務の保育士をいう。

イ　保育士は、子どもを長期間にわたって保育できる常勤職員をもって確保することを基本とするが、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により入所児童の処遇水準の確保が図れる場合で、次の条件をすべて満たす場合には、上記定数のうち年齢が基準となる保育士の定数の一部に下記条件の範囲内で非常勤保育士を充てても差し支えない。

①　常勤保育士の総数が、年齢を基準とする保育士の定数の８割以上であること。

②　常勤保育士が各クラスに１人以上配置されていること。

③　常勤保育士に代えて非常勤保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

ウ　保育士は、年齢構成に十分配慮し、保育園及び幼稚園において５年以上の実務経験を有するものが常勤保育士の３分の１以上含まれること。

⑶　業務員

業務員は給食配膳及び調理業務に従事する者をいい、栄養士免許取得者を１名以上含み且つ次の要件が満たされるために必要な人員をもって充てるものとする。

ア　衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施すること。

イ　栄養士による栄養面での指導等に必要な配慮が行われること。

ウ　児童の発育状態や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー等への配慮が行われること。

エ　安全面、衛生面、栄養面及び嗜好面での質の確保が図られること。

６　職員を安定的、継続的に雇用することとし、原則として年度内の職員の異動は行わないものとする。

７　職員の健康管理に努めるとともに、職員の採用、配置の他雇用管理にあたっては、労働関係法令を遵守すること。

（職員研修）

第９　随時職員の研修を実施するよう努めるとともに、市の指定する研修に積極的に参加し職員の資質の向上を図ること。

（父母の会の設置）

第１０　父母の会を設置し、保育の内容及び質の維持・向上に関し、保護者に不安が生じないよう協議・調整すること。

（園児の制服等）

第１１　園児の制服その他の個人用品に関しては、他の市立保育園に準ずるものとし、新たな負担を保護者に求めないものとする。

（アンケートの実施）

第１２　市が実施する入所児童の保護者に対する保育に関するアンケートについては、協力する

ものとする。

（嘱託医）

第１３　市の推薦により嘱託医を配置するものとし、嘱託医の業務は、他の市立保育園に準じて行うものとする。

（併任兼務の禁止）

第１４　施設長、第８第５項第２号アに規定する主任保育士及び同項同号イに規定する常勤保育士は、他の社会福祉施設（社会福祉事業）等との併任兼務を認めない。

（規則）

第１５　保育園規則及び就業規則（給与規程を含む。）を定めなければならない。

（関係書類の整備）

第１６　次に掲げる帳簿等を常に整備し、市の求めがあったときに速やかに提出するものとする。ただし、変更があった場合はその都度市に提出するものとする。

(1)　保育園の運営方針

ア　保育園運営方針

イ　保育園規則

ウ　保育課程

エ　就業規則（給与規程等を含む。）

オ　延長保育事業実施計画書

カ　一時預かり保育事業実施計画書

(2)　職員の構成

(3)　職員全員の履歴書

(4)　保育士の資格証明書の写し

(5)　栄養士の免許の写し

(6)　嘱託医委嘱調書

(7)　所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書（控）の写し（ただし、基準外職員は除く。）

２　次に掲げる項目について、市に毎月報告するものとする。

(1)　国・県へ補助金を申請するためのもの

ア　在籍児童状況表

イ　児童出席状況表

(2)　保育状況の内容を確認するためのもの

ア　保育所職員の状況

イ　保育所月例報告書

ウ　給食材料購入実績表

３　次に掲げる項目は、その事由が発生したときに報告するものとする。

(1)　産休等代替職員採用報告書

(2)　腸内細菌（Ｏ－１５７を含む）検査結果（保育士：月１回、業務員：月２回）

(3)　職員健康診断結果

(4)　児童ぎょう虫検査、尿検査結果

(5)　児童健康診断結果

(6)　入所児童が耳下腺炎、麻疹、水疱瘡、風疹、赤痢、結核の発生があった場合の状況及び結果報告

(7)　入所児童が怪我をした場合の状況報告

(8)　消防設備、非常通報設備や遊具等の保守点検結果

(9)　保護者及び近隣から苦情があった場合の対応状況

（物品等の購入）

第１７　園の運営に必要な物品等を購入する場合には、次の点に留意するものとする。

(1)　購入物品等に要する費用は、法人の負担とする。

(2)　購入する物品等について、原材料に内分泌かく乱科学物質（いわゆる環境ホルモン）を有する等人体に有害な影響を及ぼす等のおそれのある製品は購入しないよう努めるものとする。

(3)　購入した物品等のうち、購入金額３万円以上（消費税を含む。）の物品等については、品名、数量、購入年月日、購入金額（消費税を含む。）購入先等を記載した台帳を整備し、市の検査を受けなければならない。

（施設の不備の報告）

第１８　施設等に不備や不具合があった場合は、速やかに市に報告するものとする。

２　災害その他の事故により施設等が滅失、損傷した場合は、直ちに次の事項を記載した報告書を市に提出するものとする。

(1)　施設等の位置

(2)　事故日時及び原因

(3)　被害の状況

(4)　保全又は復旧のためにとった応急措置

（広域避難所の設置）

第１９　大規模災害が発生したときは、市の指示に基づき広域避難所を設置するものとする。

２　前項の実施に関しては、市と協定を締結しこれを行うものとする。

（調査）

第２０　市は、法人に対して、必要に応じて管理運営業務の実施状況について報告を求め、又は調査することができる。